役 員 の 改 選

会 長 1名

副会長 若干名

理 事 若干名

監 事 2名

平成 2 6 年 7 月 1 7 日 提出 平成 2 6 年 7 月 日

全国森林環境税創設促進議員連盟 会 長 板 垣 一 徳

役員の選出規定

全国森林環境税創設促進議員連盟規約第8条による役員の候補者の選出について、「会長」は役員会で候補者を選出し、「副会長」は役員会で各ブロックの候補者を選出し、「理事」は正副会長が選出されていない各都道府県から1名を選出(ただし、北海道ブロックを除く。)し、「監事」は役員会で候補者を選出し、それぞれ総会に諮り選出するものとする。また、役員の任期は2年とする。ただし、再任はさまたげない。

平成8年8月5日 制定 平成10年7月22日 改正 平成14年7月12日 改正

全国森林環境税創設促進議員連盟規約(抜粋)

第8条 本会に次の役員をおく。選出は役員選出規定による。

会 長 1名

副会長 若干名

理 事 若干名

監事 2名

第9条 役員は、総会において選任する。

- 2 役員に欠員が生じたときは、役員会において選任する。
- 3 第2項の役員の任期は、前任者の残任期間とする。